

入院児童生徒等への教育保障体制整備事業

(別紙1)

入院児童生徒等への基本的な支援の流れ(フロー図)

入院児童生徒等への基本的な支援の流れ	関係機関・関係者	備考
山口大学医学部附属病院に入院		
↓		
病状の安定に伴い、本人・保護者が院内学級入級を希望し、主治医が許可		
↓		
小児科師長が院内学級担任に連絡		
↓		
入院見込み期間が1か月以上の場合は、新川小学校又は神原中学校病弱・身体虚弱特別支援学級入級申請書を提出	保護者→小児科師長→院内学級担任 →校長→市教委	入院見込み期間が2週間以上1か月未満の場合は、転学せずに、在籍校のまま受講できる
↓		
新川小学校又は神原中学校病弱・身体虚弱特別支援学級に転入	小学校又は中学校の教務担当者 市教委	
↓		
病状についてのカンファレンスを実施	主治医、看護師、院内学級担任 学校・病院連携支援員、入院学習アシスタント 市教委	
↓		
院内学級での授業開始	院内学級担任、学校・病院連携支援員 入院学習アシスタント	
↓		
病状回復による退院に伴い、退級届提出		
↓		
退院後の生活についてのカンファレンスを実施	主治医、看護師、院内学級担任 学校・病院連携支援員、入院学習アシスタント 在籍校教員(管理職・担任・養護教諭)、市教委	
↓		
原籍校へ復学		
自宅療養が必要で、保護者が希望した場合は、訪問学習支援開始	学校・病院連携支援員、入院学習アシスタント	
↓		
学校・病院連携支援員、入院学習アシスタントが活動内容を報告	学校・病院連携支援員、入院学習アシスタント 市教委	